

柏土木事務所建築宅地課に御用件のある皆様へ

令和7年4月1日

柏土木事務所建築宅地課は廃止されます

日頃より建築行政に御理解いただきお礼申し上げます。

令和7年度の千葉県組織の見直しにより、柏土木事務所建築宅地課の業務は千葉県建築指導課へ統合することとなりました。

現在、柏土木事務所建築宅地課で行っている業務につきましては、令和7年度以降は千葉県建築指導課にて行います。

ご不便をおかけいたしますが、今後ともよろしくお願いいたします。

千葉県建築指導課所在地

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁中庁舎 3 階



令和7年4月以降の主な窓口・お問合せ先一覧

主 な 問 合 せ 内 容	建 築 物 の 規 模	
	右記以外	【木造の場合】※ 2階以下かつ延べ面積 300 m ² 以下 【木造以外の場合】 平屋かつ延べ面積 200 m ² 以下
都市計画法	野田市役所都市計画課 … 04-7199-7541 鎌ケ谷市役所都市計画課 … 047-445-1429	
建築基準法 (定期報告について)	建築指導課建築指導室 … 043-223-3183	
建築基準法 (道路種別について)	野田市役所都市計画課 … 04-7199-7603 鎌ケ谷市役所建築住宅課 … 047-445-1466	
建築基準法 (違反指導について)	建築指導課建築指導室 043-223-3183	野田市役所都市計画課 04-7199-7603 鎌ケ谷市役所建築住宅課 047-445-1466
建築基準法 (台帳証明、写しの交付、 審査報告、建築相談など)	建築指導課建築審査班 043-223-3188	
建築物省エネ法	建築指導課構造設備審査班 043-223-3061	
建設リサイクル法	建築指導課建築指導室 043-223-3183	
福祉のまちづくり条例	建築指導課建築審査班 043-223-3188	
建築土法 (業務報告など)	建築指導課建築指導室 043-223-3183	

※200 m²を超える特殊建築物を除く